

用語解説 …………… 損害賠償命令制度

損害賠償命令とは、刑事手続において、被告人に損害賠償を命ずる制度です。

従来、日本の裁判では、刑事と民事が区別されていましたが、平成19年に新設された制度です。

根拠となる法令は、刑事訴訟法でもなく、民事訴訟法でもなく、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律といます。

対象となる犯罪は、殺人、傷害、傷害致死、強姦、強制わいせつ、逮捕監禁、誘拐等の罪です。交通事故は、対象外です。交通事故は、過失相殺の認定などが困難であり対象外とされています。

刑事裁判の途中に、損害賠償命令申立書を刑事裁判所に提出します。

日本司法支援センターでの民事扶助の援助がありますので、弁護士に依頼するほうがいいです。

収入印紙は2000円で済みます。通常の民事訴訟では、数千万円の請求のとき、数十万円の印紙が必要でしたが、最初は2000円で済みます。

刑事裁判終了後、損害賠償命令の手続きに入り、被告人に損害賠償が命じられます。

被告人から異議が出た場合、通常の民事訴訟となります。異議が出た場合でも、仮執行宣言は維持されますから、強制執行が可能となります。

注意すべきは、被告人から異議が出た場合、印紙の追納が要求され、通常の民事裁判と同じ印紙を納入します。また、被告人に財産がない場合、命令といっても、現実の金銭獲得といった賠償は無理です。

請求の対象は、訴因に限定されますから、後遺障害のある場合には、別途、民事裁判を提起する必要があります。そして、性被害の場合、休業損害の立証のため、源泉徴収票などを裁判所に提出すると被告人に被害者の勤務先を知られてしまいます。慰謝料だけの請求に限定するほうがいいです。

性被害などで、被告人に、ある程度、財産があり、慰謝料だけを請求する場合、効果的な制度です。

難しい問題もありますので、弁護士の援助が必要です。

認定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク理事
NPO法人福岡犯罪被害者支援センター理事及びセンター長

芦塚 増美

